

平成25年度地域の技術シーズを活用した 再エネ・省エネ対策フェージビリティ調査 公募要領

平成25年4月15日
環境省総合環境政策局環境計画課

環境省では、エネルギー対策特別会計における事業として、平成25年度より地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フェージビリティ調査を実施いたします。調査の概要、調査の対象となる取組、応募方法及びその他留意していただきたい点は、公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を閲読いただくようお願いいたします。

なお、調査の対象者として選定された場合には、環境省委託契約事務取扱要領その他会計法令に基づき契約手続を行っていただくことになります。

その他、公募要領で御不明な点等がありましたら、下記担当まで御連絡下さい。

〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省総合環境政策局環境計画課
担当：白石、倉科
TEL:03-3581-3351（代表）
内線：6280、6228
FAX:03-3581-5951
E-mail:SOKAN_CHIIKI2@env. go. jp

平成25年度地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査 公募要領

1. フィージビリティ調査の概要

地域において、再エネや省エネの導入による低炭素社会の実現と地域の活性化を同時に追求する動きが強まっています。地域の技術シーズを活用し地域のニーズに合致した再エネ・省エネ製品の開発・普及を支援することで、低炭素な地域づくりと地域経済の活性化、雇用創出を目指す取組（以下、「取組」という。）を進める地方公共団体や民間団体が全国には多く存在します。

本事業は、このような取組（複数可）に対し、温室効果ガス削減効果、技術先進性、事業採算性、市場普及性等の観点から、フィージビリティ調査（以下、「調査」という。）を行い、地域における低炭素社会づくり等を促進していくことを目的としています。

2. 調査の規模

1 調査当たり年間1～2千万円程度。

3. 調査の期間

原則として3年以内とします。

4. 公募対象者

本調査に応募できる者は、以下の者とします。

(1) 地方公共団体

(2) 産学官が連携して行う地域の取組の中で、中心的な役割を担う以下の団体

- ①独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ②国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ③一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人並びに特例民法法人
- ④特別の法律により設立される民間法人及びその会員法人
- ⑤地域協議会（代表となる団体が事業に対し責任をもつことができ、かつ経理に係る担当及び処理が明確となっていることが条件）

5. 審査方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。なお、審査にあたり環境省から応募内容に関する照会を電話等により行う場合があります。

(1) 一次審査（資格・要件等チェック）

応募書類に記載された提案内容が、以下の基本的要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。

- ①調査を行うための能力を有し、実施体制が構築されていること
- ②提案内容に、調査の内容、経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること
- ③他の府省庁の補助金等の助成（助成の決定を含む）を受けていないこと

(2) 二次審査

一次審査を通過したものについて、環境省が設置する委員会（外部有識者及び環境省担当官で構成）において、以下の審査項目について審査し、予算の範囲内において、順次採択します。

また、必要に応じて委員会等におけるヒアリングへの参加や追加資料の作成・提出を求める場合があります。

なお、採択にあたっては、調査の内容、調査費用や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

採択結果については、応募者名や調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

(3) 審査項目

①取組の内容

- ・取組の内容について、具体的に明記されているか。
- ・取組の内容が調査を行うにふさわしいものであるか。
- ・地域の特性を活かした取組であるか。

②取組の実施体制及び役割分担

- ・産学官等の連携による取組であり、その役割（特に地方公共団体）が明確で実効性が確保できているか。

③取組の方向性

- ・地方公共団体等の施策と整合性があるか。

④調査の目的及び必要性

- ・調査の目的及び必要性が具体的に明記されており、本調査に対する適切な理解がされているか。

⑤調査の方法

- ・地域の技術シーズ及び地域ニーズ等に関する調査の方法並びに工程等が具体的に提案されているか。
- ・調査の内容等に妥当性があり、必要に応じ、応募時の取組を改善することで、当該取組の実現可能性を高めることが見込めるような調査であるか。

⑥調査の実施体制及び役割分担

- ・産学官等の連携による調査であり、その役割が明確で実効性が確保できているか。

6. 調査の結果として求める事項

(1) マッチングされた製品に関する事項

①取組を推進するために検討された技術シーズ及び地域ニーズ

(2) 技術シーズと地域ニーズのマッチングにより検討された製品に関する事項

(以下は製品毎に記載)

①マッチングにより検討された製品の利用価値及び独自性

②温室効果ガス削減効果

- ③事業採算性
- ④地域内及び地域を越えた普及施策
- ⑤地域経済の活性化、雇用創出効果

(3) その他環境省が指示する事項

7. 事業評価

調査の状況については、環境省が設置する委員会(外部有識者及び環境省担当官で構成)において、技術シーズと地域ニーズのマッチングにより検討された製品の評価結果(温室効果ガス削減効果、事業採算性、製品の普及性、地域経済の活性化、雇用創出効果等)についてヒアリングを行います。

調査終了時には、上記観点から最終評価を行います。

8. 公募以降のスケジュール

公募以降のスケジュールは概ね以下のとおり予定しています。

- ①本要領に基づく公募(平成25年4月15日～5月15日)
- ②審査委員会による審査(平成25年5月20日の週)
- ③採択案件の決定(平成25年5月下旬)

契約の締結は、平成25年度予算の成立を前提としており、採択されたとしても契約締結までには期間を要する可能性があります。

9. 応募の方法

(1) 応募書類について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下のとおりです。電子ファイルは、環境省HPからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成して下さい。

- ・平成25年度地域の技術シーズを活用した再エネ、省エネ対策フェーズビリティ調査応募様式
- ・パンフレット等応募者の業務概要がわかる資料、定款又は寄附行為
- ・経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)
- ・その他参考資料

(2) 応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限までに、持参または郵送によって(電子メールによる提出は受け付けません)、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「平成25年度地域の技術シーズを活用した再エネ、省エネ対策フェーズビリティ調査 応募書類」と朱書きで明記して下さい。受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって下さい。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境計画課 担当：白石、倉科

TEL:03-3581-3351 (代表) 内線：6280、6228

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

9(1)に掲げる各書類について、正本1部・副本7部を提出して下さい。また、書類の電子データ(パンフレット等の参考資料は不要)を保存した電子媒体(CD-R)を1部提出して下さい(電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい)。

(4) 受付期間

平成25年4月15日(月)から平成25年5月15日(水)17:00まで

10. 応募にあたっての留意事項

(1) 本調査の契約形態等

本調査は、国からの委託調査となります(補助金ではありません)。委託費の支払は、調査完了後の検査後払い(精算払)を原則としています。精算払とは、委託調査が終了し、受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託調査に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいいます。

委託調査の実施中に、委託費の一部若しくは全部を支払できる制度もあります(概算払)が、本調査では原則として精算払を念頭において手続を実施するようにして下さい。

(2) 本調査で使用する設備の導入方法

委託調査で使用する設備等については、原則としてリース方式による使用を検討の上、応募書類の作成をお願いします。国からの委託費で購入・取得した物品等の所有権は環境省に帰属することから、実証期間終了後に、撤去・有償貸与・売払のいずれかによって処分する必要が生じます。

(3) 既助成事業の応募禁止

既に他府省の補助金等の助成を受けている(助成の決定を含む)場合については、本調査への応募はできません。また、応募者は、本調査への応募後、当該応募に係る調査について他府省の補助金等の助成が決定した場合は、直ちに取下げの連絡をして下さい。

(4) 虚偽の応募に対する措置

- ① 応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。
- ② 応募書類に記載された温室効果ガス削減効果や事業採算性等の調査目標を達成できないことが判明した場合、提案根拠の設定ミス等、明らかに応募者の責に帰す事由の場合には、上記①の措置をとることがあります。

(5) 調査の中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により調査の全部又は一部の遂行が困難

となった場合は、調査の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(6) 本公募は、国会での平成25年度予算の成立が前提となります。このため、今後の予算審議により内容等を変更することもありますので予め御了承下さい。

(7) 次年度以降の契約

委託契約は、単年度ごとの単年度契約となりますが、年度ごとに業務遂行状況が良好と認められる場合には、提出された計画に基づき次年度以降の契約を締結します。ただし、次年度以降の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、調査内容の大幅な変更や契約を締結しないことがあります。

(8) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された応募者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

11. 問合せ先

公募全般に対する問合せ先は下記のとおりです（9（2）応募書類の提出先と同じ）。ただし、問合せは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「平成25年度地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フェージビリティ調査に関する問合せ」として下さい。

問合せ先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境計画課 担当：白石、倉科

TEL:03-3581-3351（代表） 内線：6280, 6228

FAX:03-3581-5951

E-mail:SOKAN_CHIIKI2@env.go.jp

12. その他

(1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。

(2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承下さい。

(3) 本調査は平成25年度からの新規事業であり、他府省の既存事業で既に調査がなされている応募内容は、採択対象から除外する場合があります。